

白山市監査公表 第8号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表します。

平成17年11月10日

白山市監査委員 丹 保 昭

同 石 田 正 昭

住民監査請求に係る監査結果

（平成17年9月15日請求）

《ふるさとの文化財展「祈りの山河」について》

目 次	
白山市監査公表 第8号	
第1 請求人	
第2 請求の受理	
第3 監査の実施	1 請求の要旨
	2 請求人の陳述
	3 監査対象部局
	4 事情聴取
第4 監査の結果	
第5 理 由	1 事実の認定
	2 判 断
	3 結 論

記

## 第1 請求人

1名（氏名は省略）

## 第2 請求の受理

平成17年9月15日付けで提出のあった本件措置請求については、平成17年9月26日受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求の要旨

監査請求事項は、措置請求書の記載及び請求人の陳述からその要旨は、次のとおりである。

- (1) 旧松任市、旧美川町、旧鶴来町、旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村、旧白峰村（以下「松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村」という。）の1市2町5村主催で、平成16年8月3日より、同年12月12日までの間、『巡回展ふるさとの文化財展「祈りの山河」』（以下「文化財展」という。）を開催した。
- (2) その案内文には、「霊峰白山の麗雪より発する手取川の恵みを受け、さまざまな文化を受け継いできた松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村は平成17年2月より合併し白山市となり、11万人の市民が共に歩む事となりました。山、河、平野、海と変化に富んだ地形と、生活文化の多様性を持ったこの地域において、古来から一致した想いがあったとすれば、それは母なる白山の存在でした。私達は、霊峰白山を中心とした、華やかで彩り豊かな、宗教や生活文化の栄枯盛衰を知り、この白山を中心とした多数の信仰の資料や各地に伝わった豊かな文化財を、新市域の四ヶ所の博物館において巡回して展示することとしました。」との趣旨の記載がある。
- (3) 文化財展には、設営費用、運搬費用、ポスター作成等に、2,871,991円の公金が支出された。
- (4) 文化財展の、ポスター・チラシ等には「祈りの山河」として、国指定文化財「絹本着色白山三社神像」の絵より、「三社神像」部分をカットして、使用、製作して、

合併が予定されている1市2町5村の全町内会の掲示板等に貼り、或いは、配布等して、住民の閲覧に供した。

白山比咩神社の最高で、唯一の御神体である祭神を住民に公開することは、特定の宗教である白山比咩神社の宗教を宣伝流布する宗教活動でもあり、白山比咩神社という神道を助長、援助、促進するものであると同時に、白山比咩神社の信仰に馴染めない住民およびその他の信仰をする住民の信仰を圧迫するものであるから、憲法第20条第1, 2, 3項の規定に違反している。従って、それらに公金を使用したことは、憲法第89条に違反している。

又、文化財展の会場は、「白山信仰」「浄土信仰」「その他の文化財」のコーナーで区分されており、パンフレット等と同様の解説をし、「白山信仰」コーナーに、信仰の対象物である「白山三社神像」「地藏菩薩半跏像」「馬頭観音座像」等の白山比咩神社及び白山信仰等神道に関する絵像或いは彫刻等の資料を一同に展示し、又、「浄土信仰」コーナーに、信仰の対象物である「蓮如上人寿像」「南無拝師明神」「親鸞聖人画像」「教如上人寿像」「阿弥陀三尊の図」等の絵像を一同に展示することは、特定の宗教である浄土宗を助長、援助、促進するものであり、他方において、浄土宗に馴染めない住民の信仰を圧迫するものであるから、憲法第20条第1, 2, 3項の規定に違反している。

従って、文化財展に白山市及び教育委員会が主催して、公金を使用したことは憲法第89条に違反している。

- (5) よって、白山市長角光雄及び白山市教育委員会教育長小丸隆に対し、文化財展「祈りの山河」に公金2,871,991円を文化振興費として支出したことは、憲法第89条に違反するものであるから、市が被った損害賠償の措置を請求する。

## 2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成17年10月13日、陳述の機会を設け、請求人から請求書記載の補足陳述を受けた。

新たな証拠の提出はなかった。

## 3 監査対象部局

白山市立松任博物館

## 4 事情聴取

審査に当たり、関係部局から関係資料の提出を求め、また、平成17年10月13日に関係職員の事情聴取を行った。

その際、「合併を前に1市2町5村に存在する文化財を巡回展という形で展示し、新市となる地域住民にふるさとの歴史を広く知ってもらうために開催した。展示された資料はあくまで各市町村に存在する文化財であり、特定の宗教を助長、援助、促進するものではないと考える。今後も、宗教、非宗教を問わず、貴重な文化財の調査、研究、保存、公開を、日本国憲法をはじめ文化財保護法や博物館法等関係法令を遵守し、実施していきたい。」との陳述があった。

#### 第4 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により、次のように決定した。

本件請求には、措置の必要は認めない。

#### 第5 理由

##### 1 事実の認定

##### (1) 文化財展の概要

##### ア 目的

文化財展は、霊峰白山の麗雪より発する手取川の恵みを受け、さまざまな文化を育み、受け継いできた松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村の1市2町5村が、平成17年2月より合併し新白山市となることを記念して、共通の想いである白山に関わる指定文化財等を集め、地域住民の相互の歴史と文化に対する理解と、4ヶ所の博物館において巡回して展示することにより、共同体意識を深めることを目的として開催された。

##### イ 開催場所及び期間

##### 第1回

- ・ 期間 平成16年8月3日（火）～8月29日（日）
- ・ 会場 鳥越村一向一揆歴史館  
(鳥越村字出合甲26番地)

##### 第2回

- ・ 期間 平成16年9月11日(土)～9月26日(日)
- ・ 会場 石川ルーツ交流館  
(美川町字南町ヌ138番地1)

#### 第3回

- ・ 期間 平成16年10月2日(土)～10月24日(日)
- ・ 会場 鶴来町立博物館  
(鶴来町朝日町81番地)

#### 第4回

- ・ 期間 平成16年11月6日(土)～12月12日(日)
- ・ 会場 松任市立博物館  
(松任市西新町168番地1)

#### ウ 主催

松任市、美川町、鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村及び、各市町村教育委員会

#### エ 展示物

国指定文化財である「絹本着色 白山三社神像」の掛軸、「尾口のでくまわし でく人形」をはじめ彫刻、工芸品、古文書、歴史資料など県、市町村指定文化財約50点他が展示された。

#### オ 入場者数

総合計4,012人

第1回	鳥越村一向一揆歴史館	2,080名
第2回	石川ルーツ交流館	501名
第3回	鶴来町立博物館	445名
第4回	松任市立博物館	986名

#### (2) 文化財展開催経費

文化財展開催に伴う経費は、松任市が下記の金額を各市町村より分担金として徴収し、会場設営費用、展示品運搬費用、ポスター・チラシ作成費用等に支出している。

松任市	1,685,000円	美川町	388,000円
-----	------------	-----	----------

鶴来町	602,000円	河内村	50,000円
吉野谷村	60,000円	鳥越村	109,000円
尾口村	32,000円	白峰村	44,000円

(3) ポスター及びチラシ等の作成と配布

各町内会掲示板への掲示、町内各世帯への回覧用として、また開催各施設等へ「三社神像」を配したポスター800枚、チラシ6,000枚を作成し、配布している。また来館者には、パンフレット4,000枚を作成し、配布している。

(4) 各展示館の設置目的及び事業

巡回展である文化財展の会場となった「松任市立博物館」、「鶴来町立博物館」、「石川ルーツ交流館」、「鳥越一向一揆歴史館」については、各市町村の条例により設置されており、それぞれの地域の歴史、芸術、民俗等々に関する資料を収集、保管、展示、公開し住民の利用に供することを目的としている。

## 2 判 断

(1) 文化財展について

ア 請求人は、文化財展のポスター、チラシ等の掲示、配布並びに文化財展示は、憲法の政教分離の原則に反し、違法であると主張する。

イ 憲法の政教分離の原則に関する解釈は、既に数次の最高裁判所判決により確定されているところである。

① 「憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、およそ国（地方公共団体を含む。以下同じ。）及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行事の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうと解すべきである。」

② 「そして、ある行為が上記にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うに

ついでに意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」

- ③ 「憲法第89条が禁止している公金支出行為等も、前述の政教分離原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが前記の相当される程度を超えるものをいうと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、前記と同様の基準によって判断しなければならない。」  
(昭和52年7月13日最高裁判所判決ほか)

ウ この判決の判断基準に基づき、請求人の主張するところを検証してみる。

まず、ポスター、チラシ等に「白山三社神像」の絵を配し、掲示、回覧、配布したことについては、「白山三社神像」は国指定重要文化財であり、当文化財展をより多くの住民に知ってもらい、観ていただくことを目的としたものであり、文化的価値のあるものを用いて来館をPRするということは、類似の文化財展等でよくみられる一般的なものである。

よって、請求人の主張する特定の宗教たる神道を助長、援助、促進することを目的としたものではないことは明らかである。

エ 次に、文化財展は、第5-1-(1)に認定したとおり、合併前に各市町村の所有するそれぞれ特色ある各種文化財を文化財としての位置づけのもと、巡回展という形で展示し、関係する多くの地域住民にふるさとの歴史、文化を広く知ってもらうとともに、合併に向けての連帯感の醸成を目的として、合併関係市町村及び教育委員会が主催し開催したものである。また、文化財展が開催された場所についても、第5-1-(4)にて事実認定したとおり、それぞれの館の目的、事業内容とも合致しているものである。

オ 文化財の中には、当時、信仰の対象であったであろう仏像、絵画等も多く、信仰との関わりを全く否定することはできないが、本件文化財展は、その意図、目的、主催者、場所等から客観的に判断して、特段の宗教的意義を持ち、その効果が特定宗教に対する助長、援助、促進するものとは考えられず、まして特定宗教や個人の信教の自由に対する圧迫、干渉となるものとは認められない。

### 3 結 論

よって、請求人の本件文化財展に要した費用に対する損害賠償措置請求は、理由がないものと判断する。